

瀬戸市訓令第6号

本 庁
公 所

瀬戸市事務改善委員会規程（昭和59年瀬戸市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月20日

瀬戸市長 川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第3条 <省略> 2 委員長は <u>総務部長</u> を、副委員長は <u>総務部</u> 行政課長をもって充てる。 (庶務) 第5条 委員会の庶務は、 <u>総務部</u> 行政課において処理する。	(組織) 第3条 <省略> 2 委員長は <u>行政管理部長</u> を、副委員長は <u>行政管理部</u> 行政課長をもって充てる。 (庶務) 第5条 委員会の庶務は、 <u>行政管理部</u> 行政課において処理する。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。